

## 建築基準法改正

令和7年4月建築基準法が改正され、建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直しが行われます。

### 【改正概要】

木造建築物に係る建築確認の対象は、2階建て以上または延べ面積200㎡超の建築物に見直され、建築確認検査の審査省略については、平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物が対象となります。

### 【木造建築物に係る審査・検査の対象】

ー現行ー 階数3以上または延べ面積500㎡超	▶	ー改正後ー 階数2以上または延べ面積200㎡超
---------------------------	---	----------------------------

【建築確認審査の対象となる建築物の規模 ※○：対象 ×：対象外】

ー現行ー 階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物は基本的に建築確認の対象外

木造	階数3以上	○	○	○	木造以外	階数2以上	○	○
	階数2	×	×	○		階数1	×	○
	階数1	×	×	○		延べ面積	200㎡以下	200㎡以上
延べ面積		200㎡以下	500㎡以下	500㎡以上	延べ面積	200㎡以下	200㎡以上	

ー改正後ー 構造によらず階数2以上または延べ面積200㎡超の建築物は建築確認の対象に

木造	階数3以上	○	○	○	木造以外	階数2以上	○	○
	階数2	○	○	○		階数1	×	○
	階数1	×	○	○		延べ面積	200㎡以下	200㎡以上
延べ面積		200㎡以下	500㎡以下	500㎡以上	延べ面積	200㎡以下	200㎡以上	

●問合せ 建設課 ☎82-1222

## 道路除雪作業と凍結防止剤配布

本年も降雪の時期となり、村道等の除雪作業は、例年どおり地域毎に事業者や個人の方に依頼し、事業者・個人の方・村で連携して実施します。

除雪作業時は、道路交通を迅速に復旧することを目的として道路脇に雪を掃くため、**道路に接している宅地等の入口付近に雪が溜まる場合があります。**ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解の程よろしくお願ひします。

また、凍結が予想される箇所に、例年どおり12月中に凍結防止剤を配布します。凍結防止剤が不足した場合は、建設課（土日祝・年末年始の場合は日直等）にご連絡のうえ受け取りをお願いします。

●問合せ 建設課 ☎82-1222

## 農地活用事業補助金の申請期限が近づいています

村では、遊休農地の拡大防止、また特産品の振興を図るため、特産品の苗木購入代の1/3を補助します（上限3万円）。特産品は花桃、クジャクソウ、ミカン等の果樹、和紙原料等です。希望される方は、交付申請書と実施計画書を産業観光課へ提出してください。

●申請期間 12月27日（金）まで

※しばみち本店・藤原種苗での購入を希望される方の申請期間は、10月31日（木）をもちまして終了となりました。

●補助金支払 事業報告書を提出後、指定口座へ振込みます。

●苗木購入 交付決定後、各自購入してください。

●苗木配布 2月中～下旬予定

●問合せ 産業観光課 ☎82-1223